

旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史教科書に描かれた言語問題

石田 信一

はじめに

かつてヨーロッパ南東部、バルカン半島の一角に存在したユーゴスラヴィアは一九九〇年代初頭の民族紛争を経て解体し、現在ではセルビア、クロアチア、スロヴェニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、モンテネグロ、コソヴォの七か国に分裂している。第一次世界大戦後の一九一八年に南スラヴ諸民族の統一国家セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国として建国されたこの国は、一九二九年にユーゴスラヴィア王国、一九四五年にユーゴスラヴィア連邦人民共和国、一九六三年にユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国と、その必ずしも長くはない歴史において何度も国名を変えたことで知られる。なお、クロアチア、スロヴェニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニアが独立

宣言を行った後の一九九二年にセルビア（コソヴォを含む）とモンテネグロによってユーゴスラヴィア連邦共和国の樹立が宣言されたが、それは南スラヴ諸民族の統一国家としての性格を著しく欠くものとなり、それさえ二〇〇三年にセルビア・モンテネグロへの改称を経て、二〇〇六年にセルビアとモンテネグロに分裂してしまつた。セルビアにおける自治州でしかなかったコソヴォが二〇〇八年に独立宣言を行ったことで、上記の七か国に分裂して現在に至っている。

本稿の目的は、独立後に採択されたこれらの国々（旧ユーゴスラヴィア諸国と呼ぶ）の歴史教科書において民族紛争の一因でもあつた言語問題がどのように記述されているのか、その実態を把握するとともに、個々の記述の特徴や問題点を明らかにすることにある。かつてユーゴスラヴィアの公用語の一つであり最大の話者数を誇つた「セルビア・クロアチア語 srpskohrvatski」（クロア

チアでは「クロアチア・セルビア語 hrvatskosrpski」または「クロアチア語なしセルビア語 hrvatski ili srpski」と呼ばれた)は、セルビア語 srpski、クロアチア語 hrvatski、ボスニア語 bosanski (またはボシュニャク語 bosnjački)、モンテネグロ語 crnogorski の四つの言語に分裂してしまっているが、現在ではそれらが同じ言語とみなされてきたこと自体が問題視されているように思われる。旧ユーゴスラヴィア諸国における言語問題ないし言語政策は、非常に重要なテーマであり、日本でも少なくない論考があるが、本稿では紙幅の制約もあり、歴史教科書の記述に限定して考察することとした。

なお、本稿はJSPS科研費(研究課題「バルカン諸国の歴史教育から見た紛争と和解の研究」(3K170046))の助成による研究成果の一部である。

1. 旧ユーゴスラヴィアの諸言語の歴史的背景

第二次世界大戦に至る時期のユーゴスラヴィアは、南スラヴ諸民族ではなく単一の南スラヴ人(あるいはユーゴスラヴィア人)の国民国家と想定され、セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人はその下位区分(部族)として位置づけられていた。それは

「セルビア・クロアチア・スロヴェニア語 srpsko-hrvatsko-slovenački」が憲法上の公用語として規定されたことにも反映されている。もとより独自性の高いスロヴェニア語までセルビア語やクロアチア語と同じ言語とみなし、なおかつ歴史的・文化的差異が決して小さくはなかった彼らの国民統合を進めることが現実的であったかどうかは別にして、少なくとも知識人の間では「ユーゴスラヴィア民族」のもとに各「部族」の差異や対立が解消されていくとの楽観的な見解も広くみられた²⁾という。

一八世紀末から一九世紀初頭にかけて、中・東欧一帯でナショナリズムが勃興しつつあった時期に、知識人の間では南スラヴ諸民族の言語面での共通性に関する認識が深まり、例えばクロアチアでは、一八三〇年代から四〇年代にかけて、南スラヴ諸民族を古代イリリア人の末裔とみなして「イリリア人」と呼び(現在ではこの学説は否定されている)、クロアチア人だけでなくセルビア人やスロヴェニア人を含む彼らの文化的・政治的統合をめざすイリリア運動が展開された。このイリリア運動は、実際にはクロアチア人の「民族再生」運動と呼ばれる民族運動としての側面が強かったし、すでに個々の民族運動を展開しつつあったセルビア人やスロヴェニア人の間では必ずしも多くの賛同者を見出すことはできなかったものの、南スラヴ統一運動の先駆的な運動として

位置づけられることが多い。現在の歴史教科書におけるイリリア運動と言語問題の関わりについては後述する。

イリリア運動の指導者であったリュデヴィト・ガイは「イリリア語 [Ilirski]」を近代的な文章語として確立することをめざし、新たな正字法を提唱するとともに、文法や語彙の標準化を試みつつ、新聞・雑誌等を通じて出版活動を行った。一方、同じ時期に、セルビアではヴーク・カラジッチの下でこれと同じような形で近代的な文章語の確立をめざす活動が展開されていた。両者は諸方言のうち新シュト方言を文章語の基礎としたことや一音一字の原則を採り入れたことなどで一致しており、一八五〇年には彼らの間でウイーン文章語合意がなされた。そこで「クロアチア人とセルビア人が全体として単一の文章語を持つべきことが取り決められた」⁽³⁾のである。すでにセルビアではセルビア語という呼称が一般的であり、またクロアチアでもクロアチア語という呼称が定着しつつあったが、一八八〇年に刊行が始まり、一九七六年によく完結した『クロアチア語ないしセルビア語辞典』⁽⁴⁾全二三巻のように両者の共通性を盛り込んだ「クロアチア語ないしセルビア語」という呼称も広まっていった。

第二次世界大戦後、諸民族の平等を謳った連邦国家として再出発することとなったユーゴスラヴィアにおいても、「クロアチア

人、ボスニア・ムスリム、セルビア人、モンテネグロ人の言語は単一であることが強調され」⁽⁵⁾、一九五四年のノヴィ・サド合意によって「セルビア・クロアチア語」または「クロアチア・セルビア語」と呼ぶべきことまで定められた。ザグレブを中心とする文章語（現在のクロアチア語）とベオグラードを中心とする文章語（現在のセルビア語）は「単一の言語の2つのヴァリエーションである」⁽⁶⁾とされ、新たにクロアチア文化協会（マティツァ・フルヴァツカ）とセルビア文化協会（マティツァ・スルプスカ）によって共通の大辞典の編纂が始まった。もともと、クロアチア側の執筆者が『クロアチア・セルビア文章語辞典』⁽⁷⁾二巻まででプロジェクトから離脱し、セルビア側のみで『セルビア・クロアチア文章語辞典』⁽⁸⁾全六巻を完結させることになり、当初の目的にかなうものであったとは言い難い。その背景には、一九六七年にクロアチアの知識人が発表した「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」⁽⁹⁾に示されているように、「クロアチア人とセルビア人の言語が単一言語として扱われる中、政治の中心であるベオグラードの影響力により、クロアチア人の言語がセルビア化されることへの危機感」⁽⁹⁾があったとされる。この時期に始まった「クロアチアの春」と呼ばれるクロアチア民族運動の高まりは、一九七一年にチトー大統領が介入して運動を鎮静化させるまで続くこと

になる。なお、ノヴィ・サド合意に反する出版活動を行うなど、この運動において重要な役割を担ったクロアチア文化協会からは多くの逮捕者が出るなどとして、一九九〇年まで事実上の活動停止を余儀なくされた。

一方、このような民族運動への断固たる対応とは逆に、ユーゴスラヴィアではさらなる分権化が進められた。一九七四年の連邦憲法にはユーゴスラヴィア全体の公用語に関する規定はないが、例えばクロアチア共和国憲法には、クロアチアにおける公用語に関して、それまでのクロアチア・セルビア語に代えて「クロアチア文章語—クロアチアにおけるクロアチア人とセルビア人の民衆言語の標準形。これは、クロアチア語ないしセルビア語と呼ばれる⁽⁹⁾」とする規定が設けられた。もともと、セルビアとモンテネグロでは依然としてセルビア・クロアチア語が公用語とされていたし、セルビア人、クロアチア人、ボスニア・ムスリム（ムスリム人）現在のボシュニャク）が共存するボスニアでは「セルビア・クロアチア語すなわちクロアチア・セルビア語 *srpskohrvatski* *odnosno* *hrvatskosrpski*」となっていた。モンテネグロ語やボスニア語（またはボシュニャク語）の独自性が主張されることはなかったのである。

なお、第二次世界大戦後のユーゴスラヴィアでは、このセルビ

ア・クロアチア語と並んでスロヴェニア語とマケドニア語も公用語とみなされており、例えば国立銀行が発券する紙幣には国名や通貨単位を示す際にセルビア・クロアチア語のキリル文字表記とラテン文字表記、スロヴェニア語（ラテン文字表記）、マケドニア語（キリル文字表記）の四種類の表記が見られた。また、ヴォイヴォディナとコソヴォという二つの自治州には独自の公用語に関する規定があり、前者はセルビア・クロアチア語に加えてハンガリー語、スロヴァキア語、ルーマニア語、ルシン語、後者はセルビア・クロアチア語に加えてアルバニア語が公用語とされていた。

冒頭にも述べたように、かつてセルビア・クロアチア語と呼ばれていた言語は、現在ではセルビア語、クロアチア語、ボスニア語（またはボシュニャク語）、モンテネグロ（ツルナゴラ）語に分かれてしまった。各国が新たに公用語を定める際に、セルビアはセルビア語、クロアチアはクロアチア語、ボスニア・ヘルツェゴヴィナはボスニア語とクロアチア語とセルビア語、モンテネグロはモンテネグロ語を採用したからである。ボスニア語は一九九四年にボスニアを構成するボスニア連邦でクロアチア語と並ぶ公用語の一つとして位置づけられ、ISOの言語コード (bos) が付与されたのに対して、モンテネグロ語は二〇〇六年に

モンテネグロがセルビア・モンテネグロから分離した直後にその公用語となったものの、ISOの言語コード(CHT)が付与されたのは二〇一七年のことであり、これをもって国際的にも公認されたと考えられている。なお、これらの言語はラテン文字でもキリル文字でも表記できるが、セルビアではキリル文字、クロアチアではラテン文字、ボスニアとモンテネグロではその両方が公用文字とされている。この点は学校教科書にも反映されており、ボスニアではスルプスカ共和国の教科書はキリル文字を採用している一方、ボスニア連邦の教科書は総じてラテン文字を採用しているものの、一つの教科書の中にキリル文字表記とラテン文字表記を混在させているものもある。また、モンテネグロでは学年・教科によって表記される文字が異なっており、小学校(九年制)四学年までの教科書は基本的にキリル文字を採用しているが、五学年以降は理数系の科目(地理を含む)はすべてラテン文字表記となる。中学校(四年制)向けの教科書はほとんどがラテン文字を採用しているが、一学年向けの「歴史」は例外的にキリル文字表記となっている。

2. 歴史教科書における言語問題(1)

ユーゴスラヴィア建国以前

続いて、旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史教科書において民族紛争の一因でもあった言語問題がどのように記述されているのかについて考察する。参照する歴史教科書は、各国で認可をうけた小学校向けの教科書とする【図1参照】¹⁾。一九八〇年代までのユーゴスラヴィアの学校制度において小学校は八年制であり、「歴史」は五学年から八学年まで時代順に、自国史を中心に学ぶこととされ、教科書は学年ごとの四分冊となっていた。こうした状況は、ユーゴスラヴィア連邦解体後に各国で独自の学校制度やカリキュラムが導入されてからも本質的に変わらず、セルビアとクロアチアのように依然として八年制小学校を維持しているケースと、その他の多くの国々のように九年制に移行しているケースがあるが、どちらの場合も「歴史」は最後の四つの学年(五・六・七・八学年または六・七・八・九学年)で必修科目として学ぶこととされ、教科書も学年ごとの四分冊のままである。当然ながら、日本に比べて学習内容はかなり多くなっている。まずはユーゴスラヴィア建国以前の近代史について見ていく。

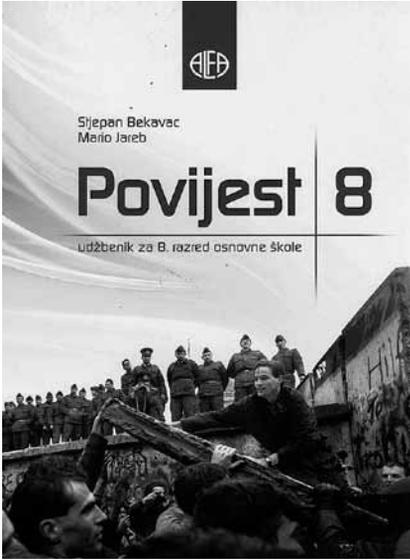


図1 クロアチアとセルビアの小学校八学年向け歴史教科書の一例。
「歴史」を意味する単語（書名）も文字も異なっている。

(1) カラジッチらの言語改革

セルビアの教科書では、近代的なセルビア文章語と関連して二人の人物が紹介されている。一人は一八世紀末から一九世紀初頭にかけて教会スラヴ語の代わりに民衆の話すセルビア語を文章語とすることを主張したセルビアの初代教育相ドシテイ・オブラドヴィイチ⁽¹⁵⁾、もう一人は一九世紀前半に同じく民衆の話すセルビア語を文章語とすることに尽力し、正字法の改革を行った、最初のセルビア語辞典・セルビア語文法の著者でもあるヴーク・カラジッチであり⁽¹⁶⁾、とくに後者に関してはカラジッチの正字法改革の内容を含む詳しいコラムを設けている教科書もある⁽¹⁷⁾。もともと、後述するクロアチアの事例とは異なり、セルビア文化協会がカラジッチの言語改革に反対していたことを指摘する教科書もあるとはいえ、言語闘争の側面はまったく描かれていない。なお、カラジッチの言語改革はボスニアやモンテネグロの教科書にも登場する⁽¹⁸⁾。また、これとは別に、クロアチアの教科書の中には、カラジッチがクロアチア人の多くが含まれる、すべてのシュト方言の話者を「セルビア人」とみなす一方、クロアチアの政治家アンテ・スタルチエヴィチが「不明確な起源を持つ民族である」セルビア人こそ、クロアチア人と呼ぶべきだと反論し、論争になったことに触れているものがある⁽¹⁹⁾。前者の立場は大セルビア主義、後者の立場

は大クロアチア主義と関連づけられることは言うまでもない。

このほか、セルビアのすべての教科書がハプスブルク帝国におけるセルビア人問題を取り上げているが、ここでは言語問題はほとんど登場しない。

(2) イリリア運動

クロアチアの教科書には、一九世紀前半の「民族再生」運動との関連で、クロアチアの言語状況や言語問題について、かなり詳しい記述が見られる。この時期、現在のクロアチアはザグレブを首都とするクロアチア＝スラヴォニア、ダルマチア、イストリア、軍政国境地帯などに分かれており、それぞれに異なる事情を抱えていた。クロアチア＝スラヴォニアの公用語は伝統的なラテン語であったが、クロアチア＝スラヴォニアを支配下に置くハンガリーの圧力で、学校教育においてハンガリー語を必修科目とすることを皮切りに、ハンガリー語の浸透が試みられた。歴史教科書においても、「クロアチア語のための闘争」¹⁸⁾といったタイトルの下、こうした文脈で近代のかつ統一的なクロアチア文章語の形成過程が描かれている。クロアチアの歴史家スニエジャナ・コレンはすでにユーゴスラヴィア時代においてもクロアチアの歴史教科書では「ユーゴスラヴィア国家を取り巻く諸民族のイメージには外国

人嫌悪の傾向が著しく見られた」¹⁹⁾が、そうした否定的なイメージは現在でも引き継がれていると指摘している。この時期のハンガリーあるいはハンガリー人は、まさしくこの否定的イメージの典型的な事例となっている。

ある教科書は、この時期のクロアチアの言語状況について、「[クロアチア語には]統一された文章語も統一された正字法も存在しなかった。シウト方言、カイ方言、チャ方言という三つの基礎的な方言が存在し、それぞれの方言で独自の文学作品が創作されていた。∴共通の言語的基準の受容をめぐる不一致は、異なる地域感情にも起因していた」²⁰⁾ことや「[クロアチア＝スラヴォニアでは]ラテン語のほか、ドイツ語も用いられており、とくに上位の社会階層の人々が日常生活のコミュニケーションに使用していた。さらに、軍政国境地帯ではドイツ語が公用語であり、ダルマチアおよびイストリアの貴族の大半と商業層はイタリア語を用いていた」²¹⁾ことを紹介しつつ、「この時期の指導者たちは誰もが共通の文章語に関する合意がクロアチア民族の力と政治的成熟を示すことになるという意識を持っていた。一八三〇年代初頭にはクロアチア語の発展はクロアチア人の文化的アイデンティティの中心的な問題となっただけでなく、全般的な社会発展の決定的な条件となった。近代的な文章語は行政、教育、学術の基礎であっ

た」と説明している。また、別の教科書は、「言語問題はとくに重要であった。クロアチア諸邦は一九世紀において政治的に分断されていたが、三つの基礎的な方言に分けられるクロアチア語もまた分断されていた。クロアチア諸邦の統合に向けた第一歩として統一的な文章語の創造が求められた」と説明している。

イリリア運動の中心人物であるリュデヴィト・ガイの活動に関しては、どの教科書にも詳細な説明がある。「クロアチアⅡスラヴ正字法基礎」(一八三〇年)を刊行してクロアチア語の正字法改革を行ったこと、統一的な文章語の基礎をガイ自身が使用していたカイ方言ではなくシュト方言に置くことを提案したこと、一八三五年にクロアチア語で新聞とその文芸付録『明星(Danica)』を創刊し、それが運動の機関誌としての役割を果たしたことなどである。同じように、どの教科書にもイリリア運動における政治的プログラムとして重要な役割を果たしたヤンコ・ドラシユコヴィチの『デイセルタツィヤ』(一八三二年)に関して、この文書がクロアチア語のシュト方言で書かれていたことを含めて、詳しい説明がある。どの程度まで政治的プログラムの内容に触れるかは教科書によって異なるが、クロアチア諸邦にスロヴェニアやボスニアを加え、クロアチア語を公用語とする「大イリリア」を構想していたことにまで言及しているものがある。このほか、ク

ロアチア語の発展に関しては、一八四二年にクロアチア語による文学作品や学術書を刊行するためにイリリア文化協会(マティツァ・イリルスカ)が創設されたこと、それに前後してクロアチア語による初めての演劇『ユランとソフィヤ』(一八三九年)や初めてのオペラ『愛と恨み』(一八四六年)が上演されたことに触れつつ、一八四三年にクロアチア議会でイヴァン・ククリエヴィチⅡサクツィンスキが初めてクロアチア語で演説を行ったこと、そして一八四七年にクロアチア議会がクロアチア語をクロアチアの公用語とする決議を行ったことで「クロアチア語のための闘争」に勝利したという位置づけがなされている。

なお、クロアチアⅡスラヴォニア以外でのイリリア運動の影響に関しては、とくにダルマチアの州都ザダルで創刊されたクロアチア語による雑誌『ダルマチアの夜明け(Zora dalmatinska)』(一八四四年)に触れつつ、イリリア運動の賛同者が少なくなかったことを紹介している反面、ある教科書はクロアチアとダルマチアの方言の違いからイリリア運動のめざす新たな文章語を批判する人々もいたことを指摘している。別の教科書では、ダルマチアとイストリアでは「都市住民の多くがイタリア語を話し、クロアチア人農民は大概は文盲であったため、民族再生運動の理念の担い手とはなり得なかった」とされている。

クロアチアの教科書に限って言えば、ユーゴスラヴィア時代の教科書では「イリリア運動はクロアチア人の民族運動にとどまっていたが、近代クロアチア民族の基礎となり、また南スラヴ諸民族の間にユーゴスラヴィア理念をもたらした」と評価されていた。同時期のセルビアの教科書にさえ「統一的なイリリア（ユーゴスラヴィア）民族を創出するというイリリア主義者の理念は他の「クロアチア人以外の」民族には受け入れられなかった。なぜなら、彼らは独自の民族意識と文化を持っていたからである。イリリア運動の最大の功績はクロアチア民族の民族意識を覚醒させ、民族文化を生み出したことにある。それだけでなく、イリリア主義者はすべての南スラヴ諸民族の共通性および彼らの政治的・文化的統一の必要性に関する理念の拡大に貢献した」という記述が見られる。しかし、現在のクロアチアの教科書では、セルビア人をはじめとする他の南スラヴ諸民族への影響についてはほとんど触れられず、ボスニア、南ハンガリー、ブルゲンラントなど国外のクロアチア人への影響についての記述が増えているように見える。そもそもクロアチア人以外の南スラヴ諸民族に関する記述は激減しており、その点では、現在のセルビアの教科書でモンテネグロ史だけは個別に取り上げられているものの、それ以外の近隣諸国は「ハプスブルク帝国におけるセルビア人」または「オスマン帝

国におけるセルビア人」といった形でしか登場しないことと共通している。

現在、セルビアの教科書にはイリリア運動に関する記述が見られないのに対して、ボスニアとモンテネグロの教科書はそうではない。ボスニアにおける主としてクロアチア人向けの教科書は当然として、それ以外の教科書でもイリリア運動に関して詳しい説明がある。モンテネグロの教科書には、イリリア運動の説明に加えて、「イリリア主義者の功績により一八四七年にハンガリー語やラテン語に代わりクロアチア（民族）語が公用語となった」と記されている。ただし、ボスニアの教科書でもイリリア運動のボスニアへの影響は非常に限定的にしか描かれておらず、モンテネグロの教科書に至ってはイリリア運動のモンテネグロへの影響に関する記述はまったく見られない。

(3) その他の言語問題

クロアチアの教科書は、一八四八年三月にザグレブで開催された民族会議で三〇項目からなる「民族の要求」が採択され、その中にクロアチア諸邦の統合とそこでのクロアチア語の公用語化の要求が盛り込まれていたこと、ハンガリーがクロアチアの自治権（クロアチア語の公用語化を含む）を認めなかったために対ハン

ガリー戦争に突入したことに触れている⁽³²⁾。また、革命鎮圧後の新絶対主義期に関しては、クロアチアでもドイツ語が行政上の公用語とされるなどドイツ化が試みられたが、一八六〇年の勅書でふたたびクロアチア語が公用語として認められたこと、さらに一八六八年のクロアチア＝ハンガリー協定（ナゴドバ）によってオーストリア＝ハンガリー帝国のハンガリー部分におけるクロアチアの自治（クロアチア語の公用語化を含む）⁽³³⁾が取り決められたことが描かれている。この時期以降、クロアチア＝スラヴォニアの言語問題に関する記述はほとんど見られないが、例外として一八八〇年代から九〇年代にかけてのクエン＝ヘーデルヴァーリ総督の時代にクロアチアにおけるハンガリー語の公用語化の試みがなされたとの言及がある⁽³⁴⁾。

クロアチアの教科書はいずれもクロアチア＝スラヴォニア以外のクロアチア諸邦の動向について詳しく描いている。ダルマチアにおける「民族再生」運動はイリリア運動とは別に一八六〇年代に本格化するものとして位置づけられ、新聞『イル・ナツィオナーレ』とそのクロアチア語版にあたる『ナロードニ・リスト』の創刊やクロアチア語による創作・出版活動を支援するダルマチア文化協会（マティツァ・ダルマチンスカ）の創設に触れている。さらに、ダルマチアではこの時期に二つの党派、すなわち民

族派と自治派が形成されたこと、前者が行政や学校教育へのクロアチア語の導入を主張したのに対して、後者はイタリア語の維持を主張したこと、民族派が勢力を拡大し一八八三年にクロアチア語がダルマチアの公用語となったことにも言及している。

一方、イストリアにおける「民族再生」運動に関しては、一八六一年にイストリア議会がボレチに開設されると、そこで公用語であったイタリア語に対抗する「クロアチア語のための闘争」⁽³⁵⁾が始まったとされるが、一部の教科書がクロアチア語による新聞『ナーシャ・スローガ』の創刊（一八七〇年）やクロアチア語学校の開設を支援するための「イストリア聖キリル・メトディオス会」の創設（一八九三年）などを取り上げていることを除けば、その後の言語問題の展開に関する記述はほとんどない⁽³⁶⁾。

なお、スロヴェニアの歴史教科書には、統一的な文章語の形成の試みや言語闘争（主としてドイツ語に対抗するものとして描かれる）に関する記述が少なく、それが分断された諸邦の文化的・政治的統合をめざす運動と関連づけて描かれることを含めて、クロアチアとの共通性が見られる。クロアチアの教科書でも、スロヴェニア人の民族運動を描いているものもあるが、それも言語問題に関連づけられている⁽³⁷⁾。

最後に、ボスニアの教科書は、オーストリア＝ハンガリー統治

期（一八七八〜一九〇八年）に「ボスニア語およびボスニア語」へルツェゴヴィナ諸民族のその他の言語」による文芸作品があらわれ、とくに文芸雑誌が重要な役割を果たしたと述べている。⁽³⁸⁾教科書でも「ボスニア語」という表現が用いられているのが特徴的である。セルビアとモンテネグロの教科書でも文化史に関する記述は見られるが、言語問題と関連づけられることはない。

3. 歴史教科書における言語問題（2） ユーゴスラヴィア建国以後

（1）ユーゴスラヴィア王国の言語問題

一九一八年に南スラヴ統一国家として建国されたセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国、のちのユーゴスラヴィア王国における民族問題については、旧ユーゴスラヴィア諸国のすべての歴史教科書に非常に詳しい記述が見られる。例えば、クロアチアの教科書は、この王国においてクロアチア人が伝統的な自治を失い、セルビア人のヘゲモニーの下で不利益を被ったと説明している。ある教科書には、「一九二二年のヴィドヴダン」憲法によって、ユニタリズムが法制化された。この国にはセルビア、クロアチア、スロヴェニアという三つの名前を持つ一つの民族と一

つの言語だけが存在すると主張された」と記されている。なお、すべての教科書に「ユニタリズム」の用語解説があるが、「既存の個性を尊重せずに完全な統一性を表現する国家の管理体制」⁽³⁹⁾「複数の民族から一つの統一的な民族を創造することを目的とした政策」⁽⁴⁰⁾「各地方・各民族の間に存在する差異に関わらない（政治的・文化的・民族的）統一の創造」⁽⁴¹⁾「あらゆる個性の新たな一つの統一への融合」⁽⁴²⁾など、必ずしも同じ説明がなされているわけではない。いずれにせよ、一九九〇年代後半に教科書の多元化とともに初めて出版された教科書（もちろん現在では認可されていない）では、すでにユニタリズムの一例として「セルビア・クロアチア・スロヴェニア語」が挙げられていた。⁽⁴³⁾言語問題に関して言えば、現在でも一部の教科書に「セルビア・クロアチア・スロヴェニア語」がこの王国の公用語となったことが記載されている。⁽⁴⁴⁾むろん、そこにクロアチア語の独自性の喪失というニュアンスがあることは明らかである。

セルビアの教科書でも、「ヴィドヴダン憲法によって、連邦化あるいは共和国化へのあらゆる要求は拒否され、国家と民族（三つの名前を持つ民族）の一体性というコンセプトが採用された」と記されている。この教科書は、ヴィドヴダン憲法において「宗教、言語（セルビア語、クロアチア語、スロヴェニア語）、文字（キ

リル文字、ラテン文字」の平等が保証された」ことを同時に紹介しているが、とくにセルビア語、クロアチア語、スロヴェニア語の個別性が認められていたかのような描写には違和感がある。なお、セルビアの別の教科書は、この憲法によって「妥協的なユーゴスラヴィア主義が国名のほか国家のシンボルである国歌、国章、国旗、公用語の名称「セルビア・クロアチア・スロヴェニア語」にも表現されることとなった。「国家の一体性」こそが憲法の立案者の基本理念であり、憲法の基本原則であった。その基礎にはセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人は一つの民族であるという前提があった」と述べている。

モンテネグロの教科書は、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国が存在していた全期間を通じて、未解決の民族問題が不安定さの大きな要因となっていた。セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人は「単一と同じユーゴスラヴィア民族の三つの部族」として公認されていた。モンテネグロ人、マケドニア人、ムスリム人には民族的独自性が認められなかった。とくにマケドニア人は学校や国家機関で母語を使用することができず、徐々に同化させられることとなった。クロアチア人の大半は自らの民族的地位に満足しておらず、統一国家の枠内で自治権あるいはクロアチア民族の最重要問題を決定する独自の議会と政府を備

えた連邦構成体を持つことを求めた」と説明している。モンテネグロの歴史教科書は他の旧ユーゴスラヴィア諸国と比べて近隣のバルカン諸国すべてを含む「地域史」の視点を維持しているのが一つの特徴であり、マケドニア人の言語問題もそうした視点から描かれていると考えられる。むしろ、モンテネグロとマケドニアの共通性があつてこそその描写でもあり、実際にマケドニアの教科書でも「民族的権利が認められたのは三民族「セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人」だけであり、その他のユーゴスラヴィア諸民族の民族自決権と民族的独自性は無視された。マケドニア民族はセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国において繰り返し公民権を奪われ、モンテネグロ人と同じように大セルビア主義の民族的同化に晒された」とされ、モンテネグロにも言及している。

(2) イタリア王国支配下の南スラヴ諸民族

クロアチアの教科書は、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国がイタリア王国と締結したラパロ条約(一九二〇年)とローマ条約(一九二四年)によってイストリア半島、リエカ(フィウメ)などクロアチア人が多く住むアドリア海東岸の一部がイタリアの支配下に入り、そこではクロアチア語の使用が禁止

され、地名や人名のイタリア語への改称まで強制されたことなどについて、かなり詳しく記述している。⁽⁵⁰⁾一方、イタリア王国に編入された地域に住んでいた南スラヴ諸民族の大半がクロアチア人かスロヴェニア人だったこともあり、クロアチアとスロヴェニアにおいてのみ、この問題が教科書で取り上げられている。スロヴェニアの教科書の中には、両大戦間期のイタリア支配下のスロヴェニア人に関して、スロヴェニア語の使用禁止、地名や人名のイタリア語への改称に言及しているものがある。⁽⁵¹⁾

(3) 「クロアチア独立国」の言語問題

クロアチアの教科書は、第二次世界大戦中の「クロアチア独立国」におけるセルビア人の迫害に言及しているものの、キリル文字の使用が禁止されたことに触れているのは四種類の教科書のうち一つだけである。⁽⁵²⁾一方、セルビアの教科書もセルビア人の迫害に言及しつつ、多くの場合、キリル文字の使用禁止にも触れている。教科書局の二種類の教科書には「約一九〇万人の正教徒、彼らの信仰、言語、文字（キリル文字）、文化遺産、財産が恐怖政治に直面した」⁽⁵³⁾、「ウスタシャはキリル文字の使用を禁止し、セルビア人を公職から追放し、セルビア人の団体・組織の活動を禁止し、数多くのセルビア人の教会や修道院を取り壊し、聖職者を殺

害するとともにクロアチア正教会を創設した」⁽⁵⁴⁾などと記されている。また、別の教科書にも、「クロアチア独立国」において「セルビア民族はすぐに法律の保護外に置かれ、移動が制限され、正教の信仰やキリル文字の使用が禁止された」⁽⁵⁵⁾、あるいは「特別な法令によってセルビア人は公職から追放され、キリル文字の使用が禁止され、正教会が取り壊され、文化遺産が破壊された」⁽⁵⁶⁾といった記述がある。もともと、クロアチアの教科書を含めて、「クロアチア独立国」の言語政策、すなわち「公用語として制定したクロアチア語からセルビア的表現を排除するなどの純化政策」⁽⁵⁷⁾に言及するものは見当たらない。

(4) 「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」

第二次世界大戦後の共産党（共産主義者同盟）政権下のユーゴスラヴィアにおける言語問題・言語政策は、必ずしも教科書に取り上げられていない（ただし、マケドニアの教科書は戦後初めてマケドニア語を公用語とするマケドニア国家が組織されたことを取り上げている）。⁽⁵⁸⁾言語問題がクローズアップされるのは、一九六〇年代後半にクロアチア・ナシヨナリズムが高まった際に「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」が発表されたことに關してのみである【図2参照】。むしろ、クロアチアの歴史教科



図2 「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」が掲載された週刊紙『テレグラム』。クロアチアのすべての歴史教科書(4種類)がこの図版を掲載している。

書は例外なくこの「宣言」をめぐる問題を取り上げている。⁽²⁹⁾

ある教科書は「言語問題によって国内の關係は悪化した。すべての言語の平等を謳っているにもかかわらず、セルビア語が行政、官報に用いられていた。クロアチア語の抑圧に対して、クロアチア文化協会はクロアチア人の作家や知識人をクロアチア語の防衛のために結集させた。一九六七年に「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」が発表された。彼らはクロアチア語の平等な使用とクロアチア語を犠牲にしたクロアチア語とセルビア語の一体化の停止を求めた。この声明から「宣言」の署名者は民族主義者、国家の敵であると宣告された⁽³⁰⁾とし、別の教科書は「宣言」は各民族が自らの言語を自分自身の名称で呼ぶという奪うことのできない権利を強調した。「宣言」に署名した人々はクロアチア文章語がユーゴスラヴィアにおける四つの公用語の一つとして認められることを要求した。それまでユーゴスラヴィアにおける公用語として認められていたのはスロヴェニア語、マケドニア語、クロアチア・セルビア語、セルビア・クロアチア語であった。實際上、すべての連邦機関で、時にはクロアチアにおいてさえセルビア語のヴァリエーションが優勢であったことは、クロアチア人の間に不満を引き起こした⁽³¹⁾と述べている。さらに別の教科書は「共産党指導部は「宣言」を非難し、署名者(ミロ斯拉ヴ・ク

ルレジャも含まれる)を役職から更迭して処罰した。しかし、「宣言」はクロアチアの人々に大いに歓迎され、その意見の一部は受け入れられた。例えば、連邦の法令はすべての民族の言語で公布されることが決定された^⑧」ことにまで言及している。

ボスニア連邦のモスタルで出版された主としてクロアチア人向けの教科書には、言語問題に焦点をあてつつ、共産党政権の民族・文化政策を「クロアチア文化に対する侵略」と位置づけるものもある。やや長くなるが、当該箇所を全文を引用する。「一九四五年に政権の座につくと、共産党は一党制を確立して各民族固有の文化の抑圧に着手した。枠組みとしてのセルビア文化の押しつけの傾向を持つ、各民族文化の融合と人工的な一体化が始まった。こうした傾向は言語と文学の領域で顕著に見られた。クロアチア人、セルビア人、モンテネグロ人の言語が同じものであり、その文章語は統一的で「セルビア・クロアチア語」または「クロアチア・セルビア語」と呼ぶべきこと、その発音にはイイエ方式とエ方式があることなど、いわゆる「ノヴィ・サド合意」の取り決めの強要が試みられた。いわゆる「言語のヴァリエーション」の平等という主張にもかかわらず、実際にはあらゆる手段でクロアチア語の要素の抑圧が試みられた。ユーゴスラヴィア人民軍、連邦機関や共産党組織の公文書にはセルビア語のヴァリエーション

ンが用いられた。公然たるセルビア化のプロセスに対して、クロアチア文化協会と作家協会が立ち上がった。一六のクロアチア文化・学術機関の支持を得て、彼らは一九六七年春に「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」を発表したのである。「宣言」を発表するとすぐにユーゴスラヴィア共産主義者同盟から公然たる攻撃が始まった。すべてのメディアにおいて「宣言」の署名者は攻撃され、危険な方法で国家の体制を傷つける国家の敵であると宣告された。こうした動きを、チトー自身も、そしてクロアチア共産主義者同盟中央委員会も非難していた。大規模な市民集会が組織され、共産党指導部はそこで「友愛と統一」に対する攻撃であるという主張から「宣言」を強く非難し、その署名者を厳しく処罰することを求めた。「それでも」こうした方法でクロアチア人の民族的覚醒とクロアチア人のアイデンティティの防衛を告げた「宣言」の意義は大きい^⑨。旧ユーゴスラヴィア諸国の小学校向け歴史教科書の中で恐らくは唯一、ノヴィ・サド合意に言及しているだけでなく、やや主観的と思われる部分もあるとはいえず、「宣言」に至る背景について非常に詳しく説明していることがわかる。「クロアチア文化に対する侵略」に関しては、同じくモスタルで出版された主としてクロアチア人向けの別の教科書にも詳しく描かれている(文章も酷似しているが、ノヴィ・サド合意は

登場しない⁽⁶⁴⁾。もつとも、この教科書はクロアチアで二〇〇〇年に発行されたものを下敷きにしており、「クロアチア文化に対する侵略」という項目も存在する⁽⁶⁵⁾、現在より民族主義的な傾向が強く、学習内容も異なっていた時期のクロアチアの教科書の内容を反映したものであることから、遠からず改訂されるものと思われる。

クロアチアとボスニア以外の旧ユーゴスラヴィア諸国の教科書でもクロアチア・ナシヨナリズム、とりわけ一九七一年に最高潮となり鎮圧された「クロアチアの春」事件を取り上げるものは少なくないが、上記の「宣言」にまで触れているのは、セルビアの教科書のごく一部にすぎない。この教科書によれば、「一九六七年三月、クロアチア文化協会において「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言」が採択された。「宣言」の筆者はクロアチア民族の話す言語を今後もつばらクロアチア語と呼ぶことを要求した。「宣言」では、それからクロアチア語を学校教育、ジャーナリズム、公的・政治生活、ラジオ・テレビに導入することが求められた。すべての公務員、教師、公共労働者が民族や出自に関わらずもつばらクロアチア語を使用することも。こうした姿勢はクロアチアに住むセルビア民族に直接的に向けられていた⁽⁶⁶⁾」とされる。ある種の「被害者」としての「クロアチアに住むセルビア

民族」という視点を入れることで、クロアチアとボスニアの教科書の描き方とはまったく異なるものとなっている。

(5) ユーゴスラヴィア解体後の言語問題

一九九〇年代以降、独立を達成した旧ユーゴスラヴィア諸国の言語問題・言語政策については、各国の歴史教科書にはまったく記述がない。ボスニアやモンテネグロの教科書でも、自国におけるボスニア語やモンテネグロ語の公用語化に言及しているものはない。クロアチアの教科書にしても、クロアチア語をめぐる問題が「クロアチアの春」が鎮圧されてからどうなったかを描いておらず、その後の言語問題の展開を判断することは難しい。一九七四年憲法によって連邦構成共和国・自治州の権限が拡大されたことを描いてはいるものの、それが言語問題にどう反映しているのかも描かれてはいないし、一九九〇年代の旧ユーゴスラヴィア紛争に関連して言語問題が取り上げられることもない。例えば、一九九〇年七月のクロアチア共和国憲法修正で国名から「社会主義」の字句を削除したり、新たな国旗・国章を制定したことに触れることはあつても、そこでラテン文字の公的使用が義務づけられ、キリル文字を使用することの多いセルビア人の反発を招いたことなどは描かれていないのである。当時のクロアチア政府がこ

の憲法修正あるいは同年一二月の新憲法制定を通じてクロアチアに住むセルビア民族の権利を奪ったとする描写が目につくセルビアの教科書にしても、言語問題にまで触れてはいない。近年でもクロアチアではキリル文字の使用に反対する抗議活動が展開されており、なお未解決の問題となっている。^⑦

むしろにかえて

本稿では、クロアチアをはじめとする旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史教科書において言語問題がどのように記述されているのかを紹介しつつ、個々の記述の特徴や問題点を明らかにしてきた。クロアチアの教科書が言語問題を最も詳しく取り上げているが、それはハンガリー化、ドイツ化、イタリア化、セルビア化など政治・文化的影響力の大きい隣人たちがクロアチア人の民族的独自性やアイデンティティを損なうような政策をとろうとしたことに対する言語闘争として描かれること多く、彼らに対する否定的イメージを生み出す要因にもなっている。「セルビア・クロアチア語」の存在も、南スラヴ諸民族の共通性や協力関係と結びつけられるのではなく、とくにクロアチアでは実質的なセルビア化を伴うユニタリズムの事例として批判的に描かれているのが実情で

ある。一方、クロアチア以外の旧ユーゴスラヴィア諸国では、クロアチアほどに言語問題を取り上げる教科書は見られないものの、言語問題に限らず、各国の歴史教科書の記述内容には明らかに相反するものが含まれ、相互理解を深める役割を果たさない場合があるように思われる。その点で、一九九〇年代末から続けられてきた各国の研究者・教育者らによる歴史認識をめぐる「和解」の努力は必ずしも十分な成果を上げてはいないのかも知れない。統一的な記述が求められるわけではないにせよ、あえて否定的イメージを生み出すような記述には配慮が必要であろう。このことは、近隣諸国との歴史教科書問題を抱える日本にとつても再考すべき問題であると考えられる。

注

(1) 中島由美「多言語国家における理想と現実」、柴宜弘編『もつと知りたいユーゴスラヴィア』(弘文堂、一九九一年)一三二―一四九頁、中島由美「ことはからみた旧ユーゴスラヴィアの側面―『セルビア・クロアチア語』をめぐって」『橋論叢』二二四(四)(二〇〇〇年)四六五―四八一頁、山崎信一「ナショナリズムとユーゴスラヴィア理念の相克―『セルビア・クロアチア語』を中心に」、桑野隆・長興進編『ロシア・中欧・バルカン世界のことばと文化』(成文堂、二〇一〇年)二二六―二四三頁、中島由美「セルビア・クロアチア語の生成と解体―『ユーゴスラヴィア』の運命とともに」、柴宜弘編『バルカンを知るための66章』(明石書店、二〇一六年)二七三―二七六頁

など。

- (2) 山崎「ナショナリズムとユーゴスラヴィア理念の相克」二二二頁。
- (3) 同、二二二頁。
- (4) *Rječnik hrvatskoga ili srpskoga jezika, 23 vols.*, Zagreb: JAZU, 1880-1976.
- (5) 山崎「ナショナリズムとユーゴスラヴィア理念の相克」二二二頁。
- (6) 同、二二四頁。
- (7) *Rječnik hrvatskoga književnog jezika*, knj. I, A-F, knj. II, G-K, Zagreb: Matica hrvatska - Novi Sad: Matica srpska, 1967.
- (8) *Речник српскохрватскога књижевног језика*, 6 том., Нови Сад: Матица српска—Загреб: Матица хрватска, 1967-1976.
- (9) 山崎「ナショナリズムとユーゴスラヴィア理念の相克」二二四頁。
- (10) 同、二二五頁。*Ustani SFRJ, ustani socijalističkih republika i pokrajina, ustavni zakoni*, Beograd: Prosveta, 1974 等々参照。
- (11) クロアチアでは、歴史教科書は各学年二〜四種類認可されており、七学年向け（近代史）はアルファ社（Miroslav Akmadza, Stjepan Bekavac, *Povijest 7: udžbenik za sedmi razred osnovne škole*, Zagreb: Alfa, 2014）、シベリウスカ・クニガ社（Krešimir Erdelja, Igor Stojaković, *Трагом прошлости 7: udžbenik povijesti u sedmom razredu osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 2014）、ブローベル社（Damir Agčić, *Уремплов 7: udžbenik povijesti za sedmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014）の計三種類、八学年向け（現代史）はアルファ社（Stjepan Bekavac, Mario Jareb, *Povijest 8: udžbenik za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Alfa, 2014）、シベリウスカ・クニガ社（Krešimir Erdelja, Igor Stojaković, *Трагом прошлости 8: udžbenik povijesti u osmom razredu osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 2014）、ブローベル社（Yasna Đurić, *Уремплов 8: udžbenik povijesti za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014, Sinežana Koren, *Povijest 8: udžbenik iz povijesti za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014）の計四種類が認可されている。セルビアでは、歴史教科書は各学年四〜六種類認可されているが、本稿ではこのうち最新の教科書局のもの（ドラゴмирボンディン、*Коста Николн, Историја за седми разред основне школе*, Београд: Завод за уџбенике, 2014; Драгомир Бондин, *Коста Николн, Историја за осми разред основне школе*, Београд: Завод за уџбенике, 2015）を参照する。このほかには各学年・八学年向け（近現代史）の教科書ユーエブ、教科書局の別の著書シサシ（*Душан Т. Бяковић, Историја за седми разред основне школе*, Београд: Завод за уџбенике, 2010; Ђорђе Ђурић, Момчило Павловић, *Историја за осми разред основне школе*, Београд: Завод за уџбенике, 2010）に加えて、ノヴァ・ロトス社（*Чедомир Анђић, Мирјана Бондин, Историја 7: уџбеник историје за седми разред основне школе*, Београд: Нови Логос, 2012; Предраг Симић, Ивана Петровић, *Историја 8: уџбеник историје за осми разред основне школе са тематским атласом*, Београд: Нови Логос, 2016）、クレメント社（*Бранка Бечановић, Јелена Јеврић, Звездана Петровић, Историја 7: уџбеник за седми разред основне школе*, Београд: Клеф, 2010; Предраг М. Бјаџић, Ненад Стошић, *Историја 8: уџбеник за осми разред основне школе*, Београд: Клеф, 2010）、トナス社（*Радош Љушић, Историја за седми разред основне школе*, Београд: Фреска, 2010; Радош Љушић, Љубодраг Димић, *Историја за осми разред основне школе*, Београд: Фреска, 2010）、*Д-У-Н*社（*Александра Петровић, Весна Лучић, Перунка Петровић, Историја 7: уџбеник историје за седми разред основне школе*, Београд: БИПЗ школство, 2013; Зоран Павловић, Јово Веснин, *Мозаик прошлости 8: уџбеник историје за осми разред основне школе са историјским картама и одобраним историјским цртањима*, Београд: БИПЗ школство, 2011）、トスカ社（*Милица Омрчач, Невена Грбовић, Историја 7: Уџбеник за седми разред основне школе*, Београд: Едука, 2013; Дуња Силпар

- Дуковић, Горан Дуковић. *Историја 8. Уџбеник за осми разред основне школе*. Београд: Едука, 2013. のものが存在する。ホントネタロビћは、歴史教科書に限らず、教科書・教材局による国定教科書となっており（Живко М. Андријевић, Сант Шаботић, Драгутин Павловић, Слободан Дребњак, *Историја за осми разред деведогодишње основне школе*, Полгоруца: Завод за уџбенике и наставна средства, 2007; Славко Бурзанаовић, Јасмина Њорђевић, *Историја за девети разред деведогодишње основне школе*, Полгоруца: Завод за уџбенике и наставна средства, 2010）。また、ホスニアの教科書制度は複雑であり、同国を構成するスルブスカ共和国では教科書・教材局による国定教科書（Желько Вујадиновић, Славца Курпешанин, Гордана Напратаћ, *Историја за 8. разред основне школе*, Источно Сарајево: Завод за уџбенике и наставна средства, 2010; Ранко Пејћ, Симо Тешић, Свено Гаврић, *Историја за 9. разред основне школе*, Источно Сарајево: Завод за уџбенике и наставна средства, 2010 等）が用いられる一方、ホスニア連邦では教科書は認可制であるものの各学年の種類に大きな開きがある上（ホムニニャクが多く住む州の場合、八年级向け＝近代史は六種類もある一方、九年级向け＝現代史は一種類しかない）、ホムニニャクが多く住む州ビクローチア人が多く住む州で採択される教科書が異なっており、全国で通用する教科書は存在しない。本稿では、トツムラを拠点とするナム社とゼニツマを拠点とするヴリイェム社が合同で刊行しているもの（Izet Šabotić, Mirza Čehajić, *Historija 8. Udžbenik za osmi razred devetogodišnje osnovne škole*, Tuzla: NAM, Zenica: Vrijeme, 2011; Izet Šabotić, Mirza Čehajić, *Historija 9. Udžbenik za deveti razred devetogodišnje osnovne škole*, Tuzla: NAM, Zenica: Vrijeme, 2012）を参照する。これらの教科書はホスニア連邦におけるホムニニャクが多く住む州で採択された教科書である。
- (21) Анђић и др., *Историја 7*, 73; Боничић и др., *Историја за седми разред*, 67; Омарчећ и др., *Историја 7*, 71.
- (22) Дуковић и др., *Историја 7*, 148; Боничић и др., *Историја за седми разред*, 154; Омарчећ и др., *Историја 7*, 153.
- (23) Брѓаковић, *Историја за седми разред*, 138; Петровић и др., *Историја 7*, 208.
- (24) Анђић и др., *Историја 7*, 186.
- (25) Вујадиновић и др., *Историја за 8. разред*, 149; Андријевић и др., *Историја за осми разред*, 63.
- (26) Erdelja et al., *Трагом прошлости 7*, p.83.
- (27) Agićić, *Урнекељов 7*, p.74; Akmadza et al., *Povijest 7*, p.49.
- (28) スロムニニャナ・コロン「教科書の中の地域史—クロアチアの事例—」柴五弘編『バルカン史と歴史教育—「地域史」とアイデンティティの再構築』(明石書店 二〇〇八年) 一三四頁。
- (29) Akmadza et al., *Povijest 7*, p.49.
- (30) Ibid.
- (31) Akmadza et al., *Povijest 7*, p.50.
- (32) Erdelja et al., *Трагом прошлости 7*, p.70.
- (33) Agićić, *Урнекељов 7*, p.76; Erdelja et al., *Трагом прошлости 7*, pp.75-76.
- (34) Agićić, *Урнекељов 7*, p.70; Akmadza et al., *Povijest 7*, p.54; Erdelja et al., *Трагом прошлости 7*, p.77.
- (35) Akmadza et al., *Povijest 7*, p.55.
- (36) Erdelja et al., *Трагом прошлости 7*, p.77.
- (37) Драгутин Равићевић, Филр Потрелица, Репе Ловтенић, *Џогљек и свом трети 3. III izdanje*. Zagreb: Školska knjižara, 1988, pp.58-59.
- (38) Минутини Перовић, Милго Струтар, *Историја за VIII разред основне школе*, Петро изданье, Београд: Завод за уџбенике и наставна средства - Нови Сад: Завод за издавање уџбеника, 1991, 83.
- (39) Вујадиновић и др., *Историја за 8. разред*, 172; Šabotić et al., *Historija 8*,

- p.105.
- (15) Андријевић и др. *Историја за осми разред*, 64.
- (32) Акмаџа et al., *Povijest 7*, p.67.
- (33) Agićić, *Vremeplov 7*, p.159; Акмаџа et al., *Povijest 7*, p.98.
- (35) Agićić, *Vremeplov 7*, p.175; Акмаџа et al., *Povijest 7*, p.98; Erdelja et al., *Tragom prošlosti 7*, p.144.
- (35) Agićić, *Vremeplov 7*, p.170; Erdelja et al., *Tragom prošlosti 7*, p.80.
- (36) Акмаџа et al., *Povijest 7*, p.106.
- (35) Agićić, *Vremeplov 7*, pp.69-70.
- (38) *Ibid.*, p.117.
- (38) Koren, *Povijest 8*, p.106.
- (40) Bekavaс et al., *Povijest 8*, p.199.
- (41) Erdelja et al., *Tragom prošlosti 8*, p.251.
- (42) Đurić, *Vremeplov 8*, p.259.
- (42) Koren, *Povijest 8*, p.313.
- (44) Ivo Perić, *Povijest za VIII. razred osnovne škole*, 3. izdanje, Zagreb: Alfa 1998, p.33.
- (45) Bekavaс et al., *Povijest 8*, p.48.
- (46) Bonjuh и др. *Историја за осми разред*, 131.
- (47) Љушић и др. *Историја за осми разред*, 133.
- (48) Буравановић и др. *Историја за девети разред*, 58.
- (49) Владо Великовић, Халид Сејдић, Аријан Алјадими, Димка Ристеска, Ђорѓи Павловиќ, *Историја за 8 одделение*, IV издание, Скопје: Просветно дело, 2009, 33.
- (50) Bekavaс et al., *Povijest 8*, p.47; Đurić, *Vremeplov 8*, p.92; Erdelja et al., *Tragom prošlosti 8*, p.72; Koren, *Povijest 8*, p.103.
- (15) Jelka Razpotnik, Danijana Šnoj, *Raziskujem preteklost 9. Učbenik za zgodovino v devetem razredu osnovne šole*, 3. izdaja, Ljubljana: Rokus Klett, 2013, p.100
- (32) Koren, *Povijest 8*, p.168.
- (32) Bonjuh и др. *Историја за осми разред*, 172.
- (45) Ђурпћ и др. *Историја 8*, 139
- (45) Павловић и др. *Мозаик прошлости 8*, 114.
- (45) Bajariћ и др. *Историја 8*, 159.
- (45) 山麓「ナチムチリベイヤデーチベイヤン理解の相克」111-113頁。
- (45) Венковиќ и др. *Историја за 8 одделение*, 114.
- (45) Bekavaс et al., *Povijest 8*, p.142; Đurić, *Vremeplov 8*, p.217; Erdelja et al., *Tragom prošlosti 8*, p.198; Koren, *Povijest 8*, p.267.
- (49) Đurić, *Vremeplov 8*, p.217.
- (49) Bekavaс et al., *Povijest 8*, p.142
- (49) Koren, *Povijest 8*, p.267.
- (49) Mljenko Mloš, *Povijest novoga doba: udžbenik povijesti za 8. razred osnovne škole*, Mostar: ZNAM, 2008, pp.181-182.
- (49) Нрвоје Матковић, Вожо Голуџа, Љива Шарач, *Povijest 8: udžbenik za VIII. razred osnovne škole*, Mostar: Školska naklada, 2009, pp.113-114.
- (49) Нрвоје Матковић, *Povijest 8: udžbenik za VIII. razred osnovne škole*, IV. izdanje, Zagreb: Školska knjiga, 2003, pp.119-120.
- (49) Љушић и др. *Историја за осми разред*, 234.
- (49) 百瀬亮匡「ニコヤールの反キリル文字運動と『記憶』の双極化」『ラヴタマ社会』一六(二〇一四年)一六〇—一九〇頁等参照。